

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 都道府県支部運営規程

2005年3月12日制定

規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会(以下「本協会」という。) 支部設置規則(以下「規則」という。)に基づき、都道府県支部の運営に関する事項について定めることを目的とする。

(支部規約)

第2条 支部は、別紙「公益社団法人日本精神保健福祉士協会都道府県支部規約準則」を標準として、支部規約を定める。

(会員)

第3条 支部は、次のいずれかに該当する者であり、本協会の構成員をもって会員とする。

- (1)支部の所在する都道府県内に勤務先を有する者。
- (2)支部の所在する都道府県内に住所を有する者。

(役員)

第4条 支部には、支部長及びその他役員を置く。

(協力)

第5条 支部は、本協会規則第3条に基づき、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1)代議員の選出に関する事項
- (2)本協会の文書、刊行物の配布に関する事項
- (3)本協会の総会及び理事会の決定事項の周知等に関する事項
- (4)本協会の正会員加入に関する事項
- (5)本協会の会費納入に関する事項
- (6)本協会の全国大会に関する事項
- (7)本協会の学会に関する事項
- (8)その他本協会の事業計画に基づき支部に協力を依頼した事項

2 前項に要する経費について必要な事項は、別に定める。

(届出)

第6条 支部は、次の各号に掲げる事項について、本協会会長に届け出る。

- (1)支部規約の制定又は変更
- (2)支部事務所を変更した場合、その所在地、電話番号等
- (3)支部役員を選任又は解任等した場合、その名簿及び選任、解任等の理由等

(4) 代議員を選任又は解任等した場合、その氏名及び選任、解任等の理由等

(5) 支部役員が、本協定会款第 10 条の処分に該当すると支部が認めたものに関する事項

(支部の設立、解散)

第7条 支部を設立する時は、次の各号に掲げる文書を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 設立申請書

(2) 規約

(3) 役員名簿

(4) その他本協会が提出を求めたもの

2 支部を解散した時は、次の各号に掲げる文書を本協会に提出し、理事会に報告しなければならない。

(1) 解散報告書

(2) 解散を議決した会議録

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(改 廃)

(細 則) この規程に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

1 この規約は、2005 年 3 月 13 日から施行する。

2 本協会の設立許可日において設置されていた日本精神保健福祉士協会支部又は都道府県精神保健福祉士協会等については、本協会との協議の上、2006 年 3 月 31 日までの間、本規程第7条第1項の規定にかかわらず、本協会支部とみなして本規程を適用する。